美瑛町障がい者福祉計画　概要版

（計画期間　令和７年度～令和１６年度）

1　計画策定の背景

美瑛町では、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変わる中、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画である「美瑛町障がい者福祉計画（第３次）」を策定するものです。

2　計画の基本理念

本計画の基本理念については、現計画の考え方を引き継ぎ、障がいのあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動することを目的とする「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人のすべてのライフステージにおける自立と参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、すべての人々を孤独や孤立等から援護し、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に基づき、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり」とし、障がいのある人が社会の中で普通の生活が送れるよう環境を整え、町民の理解を深め、障がいのある人の自立と参加を促進し、共に生きる社会の実現を推進していきます。

3　計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、「美瑛町障がい者福祉計画（第２次）〔計画期間：平成２７年度～令和６年度（2015年度～2024年度）〕の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、関連法の改正をはじめとする、この間の障がいのある人を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、美瑛町における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」、「美瑛町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、他の関連する計画等と調整を図りながら推進します。

4　計画の期間

計画の期間は、令和７年度（2025年度）から令和１６年度（2034年度）までの１０か年計画とします。なお、社会情勢の変化等により必要がある場合は、見直しを図ることとします。

5　計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の３つの基本目標を定め、町民と行政が一体となって各種施策を計画的に推進します。

①町民が生きがいをもって暮らせる充実したまちづくりの実現

福祉、保健、医療、教育、雇用等の関連施策との連携により、ライフステージに即した総合的な支援の推進に努め、障がいのある人一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、障がいのある人とない人の地域の中での交流やふれあいの場の確保を推進し、まちづくりへの参加による共助を進め、町民が生きがいをもって暮らすことのできる充実したまちの実現を目指します。

②障がいのある人が安心安全に暮らせるまちづくりの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを利用しながら、安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、障がい者を取り巻く社会環境や情報のバリアフリー化の推進、アクセシビリティの向上を図るとともに、地域の防災対策の充実により、誰もが安全な地域づくりを推進します。さらに、生活環境の整備等の公助や障がいのある人への理解の促進を図り、誰もが住みやすいまちの実現を目指します。

③障がいのある人が自分らしく暮らせるまちづくりの実現

障がいの有無にかかわらず、社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動ができる社会づくりを推進するとともに、障がいのある人の希望や障がいの特性に応じた意思決定の支援等を促進し、働ける場の充実に努めることで自助を支え、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

また、地域社会を構成する一人として、それぞれの能力を十分に発揮し、町内会等の住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、スポーツ・レクリエーション活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場の環境の整備等により、社会参加の取組を推進し、障がいのある人が自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

6　各種施策の推進

基本目標に基づき、次の７つの項目により、計画的に施策を推進します。

（1）理解と交流の促進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、町の広報等を積極的に活用して、広報・啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動に対する支援や障がい者団体との連携を図ります。また、手話言語の理解及び普及を図るための周知・啓発活動を行うことにより、手話が独自の言語体系であることに対する理解を深め、手話を習得する機会の確保に向けた取組等を推進します。

（2）福祉サービスの充実

障がいのある人が情報を取得し、意思疎通の手段を選択して利用する機会を確保するため、手話通訳や筆談の対応等の障がいの特性に応じた意思疎通の支援に努めるとともに、障がいのある人やその家族が抱えている悩みを解消するための相談支援体制を整え、個々の状況に応じた在宅及び施設サービスが利用できるよう支援の充実に努めます。

（3）保健・医療の充実

障がいの予防及び早期発見を図るため、健康意識の啓発や母子・成人保健の充実を図るとともに、各種医療費助成制度の周知や医療機関等と連携したリハビリテーション提供体制の整備に努めます。また、精神疾患の予防と早期発見のため、精神保健相談の充実を図るとともに、精神障がいのある人を含めた障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを推進するため、ホームヘルプサービス等の在宅支援

に努めます。

（4）療育・教育の充実

障がいのある子どもの発達支援の充実を図るため、相談支援や通所支援等を利用者の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、早期からの一貫した支援教育を推進します。また、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努め、思いやりと助けあいの心を育てるための交流教育を推進します。

（5）雇用・就労の支援

障がいのある人の雇用機会の拡大を図るため、障がい者雇用に関わる各種制度の周知や情報提供を行うとともに、就労支援事業所と連携を図り、職場実習の機会を確保するなど就労への支援に努めます。あわせて、就労支援事業所等への通所支援を行うなど福祉的就労機会の拡大に努めます。

（6）生活環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、社会の中にある様々なバリア（障壁）を取り除いていくことが必要であり、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化はもちろんのこと、住宅環境の支援、公営住宅や道路・公園の整備を推進します。また、障がいのある人の社会参加の機会を増やすため、移動手段の充実を図るとともに、災害時に適切かつ迅速に避難誘導ができるよう地域住民や関係団体と連携し、避難支援のための体制整備に努めます。

（7）スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の振興

障がいのある人のスポーツへの関心を高めるため、障がい者スポーツ大会への参加拡充を図るとともに、スポーツを通じて交流を深めることができるよう「スポーツ交流会」を実施します。また、芸術作品や演劇等を鑑賞するなどの機会の確保し、障がいのある人が生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。